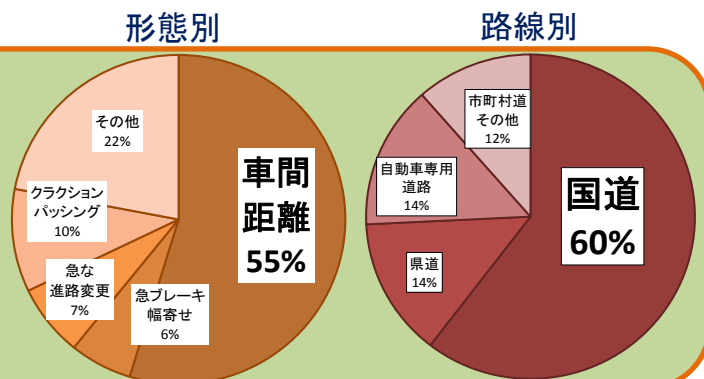


あおり運転にあった場合の措置

あおり運転～山形で多いのは…

場所：山間部の幹線道路(片側1車線の国道等で逃げる場所がない道路)等

形態：早く行きたくて前の車に接近する



令和元年中の110番受理状況(12月末現在)

あおり運転を受けた時の対処法 ～ パニックにならないこと

やるべきこと

- 路肩等に停まって相手をやり過ごす。(高速道路ではSA・PAに避難)
- 避難しても相手が追いかけてきた時は、**すべての窓と鍵を閉め、車から降りず、相手と話しをしない。**
 - ※ 車の窓ガラスは、通常の5倍の強度があり、人の力では簡単には割れません。
- ドライブレコーダーやスマートフォン等で**一部始終を記録**する。
- 警察に**110番通報**する。

やってはならないこと

- ~~スピードを上げて逃げる。~~
- ~~相手が妨害したのでやり返す。~~
- ~~道路上に停まって車から降りる。~~
- ~~相手の話が聞こえなかったので窓を開ける。~~
- ~~自分にも非があると思って警察に通報しない。~~

**あわてず！
落ち着いて！
110番を！**

あおり運転をすると…

- **道路交通法違反や危険運転致死傷罪のほか、暴行罪の被疑者として検挙**されます。
- さらに、**免許の停止、取消等の行政処分**を受けます。